

I 埼玉県子どもの権利擁護委員会の概要

1 概要

子供への権利侵害について、子供や保護者からの相談を受け、公平・中立かつ専門的な立場から、子供を救済する第三者機関として条例に基づき設置され、平成14年11月1日から業務を開始した。

2 令和2年度における構成

○ 委員会の委員（3人）

小寺 智子（委員長、弁護士）

土屋 佳子（委員長代理、日本社会事業大学専門職大学院非常勤講師）

尾崎 啓子（日本女子大学家政学部通信教育課程児童学科特任教授）

○ 調査専門員（4人）

平戸ルリ子（東京家政大学教授）

大竹 智（立正大学教授）

中谷 茂一（聖学院大学教授）

角尾 美奈（学習院女子大学非常勤講師）

○ 電話相談員（7人、1日3人勤務）

○ 事務局職員（2人）

3 救済の対象

原則として18歳未満の子供

4 委員会の業務

電話相談、面接相談、関係機関への調査・調整、関係機関への勧告・要請等

5 電話相談時間・電話番号

毎日 午前10時30分から午後6時まで（祝日及び年末年始を除く）

電話番号 048-822-7007

II 電話相談の状況について

子どもの権利擁護委員会は、平成14年11月から「子どもスマイルネット」の愛称で電話相談を行っている。

令和2年度においては、年末年始（12月29日～1月3日）と祝日を除く毎日、午前10時30分から午後6時までを相談時間とし、電話相談員7人の交代勤務体制で電話相談を受けた。

令和2年度における電話相談の受付件数は3,543件（無言を含む）で、前年度より255件、7.8%増加した。このうち子供本人からの相談件数は533件（全体の15.0%）で、前年度より70件、15.1%増加した。なお、無言を除いた受付件数は3,146件で、前年度より232件増加した。

1 相談内容

相談受付状況を内容別に見て、最も多いのは、子育てに関わるものが1,553件（全体の43.8%）であり、次いで思春期531件（15.0%）、不登校179件（5.1%）であった。

相談内容のうち権利侵害に関わるものとして、いじめ、体罰及び虐待に関する相談では、いじめに関する相談が64件（1.8%）、虐待に関する相談が55件（1.6%）及び体罰に関する相談は6件（0.2%）であり、3つの合計では125件（3.5%）で、前年度より13件減少した。

子供本人からの相談で最も多いものは、思春期270件（50.7%）で、前年度より43件増加した。次いで、交友関係51件（9.6%）、いじめ35件（6.6%）であった。

子育てに関わる相談で最も多いものは、家庭環境に関するものが677件で、前年度より15件増加した。次いで、養育不安が426件、子供の性格や行動に関するものが268件であった。

表1-1 主たる相談内容別件数

		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の対応等	交友関係	思春期	子育て	その他	無言	合計
R2	計	64	6	55	179	155	153	531	1,553	450	397	3,543
		1.8%	0.2%	1.6%	5.1%	4.4%	4.3%	15.0%	43.8%	12.7%	11.2%	100.0%
R2	子供	35	1	14	15	22	51	270	—	125	—	533
		6.6%	0.2%	2.6%	2.8%	4.1%	9.6%	50.7%	—	23.5%	—	100.0%
R1	計	74	5	59	136	138	135	438	1,354	575	374	3,288
		2.3%	0.2%	1.8%	4.1%	4.2%	4.1%	13.3%	41.2%	17.5%	11.4%	100.0%
R1	子供	30	0	20	28	23	58	227	—	77	—	463
		6.5%	0.0%	4.3%	6.0%	5.0%	12.5%	49.0%	—	16.6%	—	100.0%

※ 下段は、計のうち、子供本人からの件数を再掲

※ 「学校の対応等」：学校の不適切な対応への不満など

※ 「思春期」：保健、恋愛、家族関係の悩みなど

※ 「子育て」：家庭環境、養育不安、子供の性格・行動など

※ 「その他」：幼稚園・保育園・放課後児童クラブ・福祉施設関係、進路、非行など

表 1 - 2 「子育て」の内訳

	性格 行動	養育 不安	養護	保健	障害	家庭 環境	その他	合計
R2	268	426	10	81	63	677	28	1,553
	17.3%	27.4%	0.6%	5.2%	4.1%	43.6%	1.8%	100.0%
R1	190	383	8	48	51	662	12	1,354
	14.0%	28.3%	0.6%	3.5%	3.8%	48.9%	0.9%	100.0%

※ 「性格行動」：落ち着きがない、内向的、忘れ物が多いなど

※ 「養育不安」：食事、睡眠、排せつ、しつけなど

※ 「養護」：親の家出・行方不明・死亡・離婚・別居など

※ 「保健」：疾患、成長発達、夜尿、性に関する問題など

※ 「障害」：発達障害、身体障害、知的障害、精神障害など

※ 「家庭環境」：両親の不和、DV、親の対人関係など

※ 「その他」：大人からの問合せなど

表 1 - 3 「その他」(表 1 - 1)の内訳

		幼・保 関係	他教育 関係	施設 関係	児相 関係	非行	進路	その他	合計
R2	計	43	17	4	6	27	55	298	450
	子供	0	3	0	0	3	26	93	125
R1	計	36	16	5	11	41	28	438	575
	子供	1	5	1	0	5	7	58	77

※ 下段は、計のうち、子供本人からの件数を再掲

※ 「幼・保関係」：幼稚園、保育園における職員の不適切な対応等

※ 「他教育関係」：放課後児童クラブ、塾、習い事など、学校以外の教育等関係

※ 「児相関係」：児童相談所に関わること

※ 「その他」：子育て以外に関する大人からの相談等

2 相談者

相談受付状況を相談者別に見ると、最も多いのは母親からの相談 2,214 件（全体の 62.5%）で、前年度より 381 件増加した。次いで子供本人からの相談 533 件（15.0%）で、前年度より 70 件増加した。

父母からの相談件数の合計は 2,336 件（65.9%）で、前年度より 372 件増加した。

子供本人からの相談では、中学校の男子からの相談が 127 件で最も多く、次いで高校の男子 125 件、高校の女子 82 件であった。また、性別の割合は、男子が 56.5%（301 件）、女子が 43.5%（232 件）であった。

表 2-1 電話相談の相談者別件数

	子供本人	子供本人以外							無言	合計
		母親	父親	親族	学校	施設	その他	小計		
R2	533	2,214	122	67	2	0	208	2,613	397	3,543
	15.0%	62.5%	3.4%	1.9%	0.1%	0	5.9%	73.8%	11.2%	100.0%
R1	463	1,833	131	87	2	3	395	2,451	374	3,288
	14.1%	55.7%	4.0%	2.6%	0.1%	0.1%	12.0%	74.5%	11.4%	100.0%

※ 「その他」：知人、隣人、行政、事業者、不明など

表 2-2 子供本人（相談者）の内訳

		幼児	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	不明	合計
R2	計	0	12	124	190	207	0	533
	男	0	6	43	127	125	0	301
	女	0	6	81	63	82	0	232
R1	計	0	11	102	239	111	0	463
	男	0	3	45	140	62	0	250
	女	0	8	57	99	49	0	213

3 相談対象者

相談の対象となった子供は、権利侵害等（子育て等以外）に関わる相談では、中学生が 478 件（全体の 33.4%）と最も多く、次いで高校生 366 件（25.6%）であった。

子育て等に関わる相談においては、3 歳から 5 歳が 419 件（19.8%）と最も多く、次いで小学校低学年 339 件（16.1%）であった。0 歳から 5 歳については、743 件（35.2%）で、前年度より 121 件増加した。

また、性別で見ると、権利侵害等に関わる相談及び子育て等に関わる相談ともに男子が女子を上回った。

表 3 - 1 相談対象の子供の内訳
権利侵害等

		就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	不明・ 無言	合計
R2	計	98	158	293	478	366	39	1,432
		6.8%	11.0%	20.5%	33.4%	25.6%	2.7%	100.0%
	男	53	102	140	307	204	—	806
	女	45	56	153	171	162	—	587
R1	計	70	117	254	453	287	16	1,197
		5.8%	9.8%	21.2%	37.8%	24.0%	1.3%	100.0%
	男	38	65	116	261	128	—	608
	女	32	52	138	192	159	—	573

子育て等

		0 歳	1~2 歳	3~5 歳	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	不明・ 無言	合計
R2	計	95	229	419	339	229	165	91	544	2,111
		4.5%	10.8%	19.8%	16.1%	10.8%	7.8%	4.3%	25.8%	100.0%
	男	60	143	172	195	110	98	52	—	830
	女	35	86	247	144	119	67	39	—	737
R1	計	65	150	407	242	182	147	165	733	2,091
		3.1%	7.2%	19.5%	11.6%	8.7%	7.0%	7.9%	35.1%	100.0%
	男	26	76	194	126	72	106	73	—	673
	女	39	74	213	116	110	41	92	—	685

4 初回・再度相談件数

初めての相談（初回）は1,523件、以前に相談したことがあるもの（再度）は1,623件で、前年度より初回が233件増加し、再度が1件減少した。

初回・再度の相談ともに最も多い相談は子育て、次いで思春期についてであった。

再度の相談の中には頻繁に相談を寄せるリピーターも含まれていることから、相談者の実数では初回の相談の方が多いと考えられ、新たな悩みを抱えた人からの相談窓口として機能していると考えられる。

なお、再度の相談には30回以上相談を寄せた人が8人おり、相談が最も多かった人は、交友関係などについて63回相談を寄せた。

表4-1 初回・再度相談別件数

	初回	再度	小計	不明・無言	合計
R2	1,523	1,623	3,146	397	3,543
	43.0%	45.8%	88.8%	11.2%	100.0%
R1	1,290	1,624	2,914	374	3,288
	39.2%	49.4%	88.6%	11.4%	100.0%

表4-2 初回相談の内訳

		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の対応等	交友関係	思春期	子育て	その他	合計
R2	計	33	6	40	76	81	93	283	655	256	1,523
	子供	13	1	10	8	13	34	161	-	71	311
R1	計	44	5	33	60	80	83	192	564	229	1,290
	子供	18	0	9	9	18	44	104	-	41	243

※ 「その他」：進路、非行、幼稚園・保育園・福祉施設・放課後児童クラブの関係など

表4-3 再度相談の内訳

		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の対応等	交友関係	思春期	子育て	その他	合計
R2	計	31	0	15	103	74	60	248	898	194	1,623
	子供	22	0	4	7	9	17	109	-	54	222
R1	計	30	0	26	76	58	52	246	790	346	1,624
	子供	12	0	11	19	5	14	123	-	36	220

※ 「その他」：進路、非行、幼稚園・保育園・福祉施設・放課後児童クラブの関係など

5 月別受付件数

電話相談の受付件数は、月平均 296 件で、前年度より 22 件増加した。月別に見ると、7 月が 372 件で最も多く、次いで 10 月の 359 件であった。最も少なかった月は 4 月の 186 件で、次いで 5 月の 254 件であった。

また、子供本人からの相談は、月平均 45 件で、前年度より 6 件増加した。月別に見ると、7 月が 80 件で最も多く、次いで 5 月及び 12 月の 51 件であった。最も少なかった月は 4 月の 23 件、次いで 2 月の 32 件であった。

7 月に子供本人からの相談受付件数が多かったのは、夏休み前に県内全ての国立・公立・私立の小学校 4 年生、6 年生及び全中学校の 2 年生の生徒へ子どもスマイルネットの広報カードを配布したことによるものと考えられる。

表 5 電話相談の月別受付件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
R2	計	186	254	300	372	274	342	359	333	260	271	288	304	3,543	296
	子供	23	51	43	80	50	45	41	39	51	41	32	37	533	45
R1	計	235	229	274	358	266	276	356	322	225	267	262	218	3,288	274
	子供	23	27	26	65	39	45	40	27	28	40	53	50	463	39

※ 下段は、計のうち、子供本人からの相談件数を再掲

6 曜日別受付件数

相談受付状況を曜日別に見ると、火曜日が 560 件（全体の 15.8%）と最も多く、次いで水曜日 552 件（15.6%）であった。

最も少ないのは日曜日 420 件（11.9%）、次いで土曜日 443 件（12.5%）と、週末の相談件数は、平日と比べて少ない傾向にある。月曜日から金曜日までの平均は 536 件で、前年度より 37 件増加し、土曜日と日曜日の平均は 432 件で、前年度より 35 件増加した。

表 6 電話相談の曜日別受付件数

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜	合計
R2	517	560	552	537	514	443	420	3,543
	14.6%	15.8%	15.6%	15.2%	14.5%	12.5%	11.9%	100.0%
R1	444	502	519	551	479	428	365	3,288
	13.5%	15.3%	15.8%	16.8%	14.6%	13.0%	11.1%	100.0%

7 相談時間帯

相談受付状況をおよそ 3 時間ごと（朝のみ 1 時間半）に区切って時間帯別に見ると、夕方（15 時から 18 時）が 1,445 件（全体の 40.8%）と最も多かった。

表 7 電話相談の時間帯別件数

	朝 10:30～12:00	昼 12:00～15:00	夕方 15:00～18:00	合計
R2	950	1,148	1,445	3,543
	26.8%	32.4%	40.8%	100.0%
R1	889	1,087	1,312	3,288
	27.0%	33.1%	39.9%	100.0%

8 相談時間

相談時間の合計は 82,870 分で、前年度より 5,688 分増加した。

また、1 件当たりの平均時間は 26.3 分で、前年度より 0.2 分短かった。

表 8 相談時間

	総相談時間	1 件当たりの時間
R2	82,870 分	26.3 分
R1	77,182 分	26.5 分

※ 無言を除く

Ⅲ 面接相談及び調査・調整活動の状況について

1 新規面接相談の件数・相談者

電話相談を受けたケースでは、電話相談員による助言で相談者が納得したもの、助言を得て自ら問題の解決に努めようとするもの、問題を大きくしたくないため面接相談や調査・調整活動は望まないものなど、電話相談だけで終了しているものがほとんどである。

いじめや体罰、学校の対応への不満など、子供の権利侵害に関わる内容で相談者が希望する場合には、知事から委嘱された調査専門員が面接相談を行っている。

子どもの権利擁護委員会は、調査専門員から面接相談の結果について報告を受けて審議を行い、その審議結果を踏まえ、調査専門員が学校などの関係機関へ調査や調整に入っていくことになる。

令和2年度、相談者が権利侵害に関する調査・調整を希望し、調査専門員が面接相談を実施した新規の事案は7件であった。これを子供の年齢属性で見ると、小学生が3件、中学生が2件、高校生が2件であった。性別は、男子4件、女子3件であった。相談者は、本人からの相談が2件、母親からの相談が3件などであった。

表9-1 新規面接相談における対象者

		就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生等	合計
R2	計	0	2	1	2	2	7
	男	0	2	1	0	1	4
	女	0	0	0	2	1	3
R1	計	0	2	4	3	0	9
	男	0	2	2	1	0	5
	女	0	0	2	2	0	4

表9-2 相談者

	子供本人	母親	父親	関係者	合計
R2	2	3	1	1	7
R1	3	6	0	0	9

2 相談内容

新規面接相談 7 件の内容は、体罰が 2 件、学校の対応への不満など学校関係等が 5 件、であった。

新規面接相談の概要及び結果等については、表 11 のとおりである。

また、前年度から継続した事案は 7 件であり、これらの概要及び結果等については表 12 のとおりである。内訳はいじめ 2 件、学校の対応への不満など学校関係等が 5 件であった。

表 10 新規面接相談の内容

	いじめ	体罰	虐待	学校関係等	その他	合計
R2	0	2	0	5	0	7
R1	1	1	0	5	1	8

3 面接及び調査・調整活動の状況

子供本人や保護者との面接及び学校など関係機関に対し調査や調整を行う活動は、1 回限りではなく、委員会の審議結果に応じて継続して行われる。面接で把握した事実関係や訴えに基づき関係機関を訪問し、調査・調整を行い、その結果を相談者との面接でフィードバックすることを基本としている。事案にもよるが、こうした過程を何度か繰り返すことが多い。

令和 2 年度の新規面接相談 7 件については、子供や保護者との面接が延べ 21 回、学校など関係機関への訪問等が延べ 26 回行われ、面接を含めた調査・調整活動の合計は延べ 47 回であった。調査・調整活動の回数は 1 事案当たり平均 6.7 回であった。

前年度から継続した 7 件については、令和 2 年度中の面接が 6 回、学校等への訪問が 3 回で、調査・調整活動の合計は延べ 9 回であった。

迅速な解決が望ましいことは言うまでもないが、事案によっては改善状況を一定期間フォローアップしていくなど、相談者、特に対象である子供の意思を確認しながら丁寧に対応することを基本とし、調査・調整活動を行った。

表 11 令和 2 年度新規面接相談等の状況

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

No	対象の子供	相談者	種別	主訴	結果等	審議回数	面接回数	調査調整回数
1	高校生(女)	母	体罰	部活動でのいじめやハラスメントなどにより辛い思いをした。学校や関係者の対応に納得がいかない。	本児・母親と面談し本児の希望を確認したところ、「しっかり調べてほしい。ハラスメントしたことを認めてほしい」であった。学校を訪問し状況を確認したところ学校側も関係者への聞き取り等を実施中でありその進捗状況等を把握していた。また、関係者への面談を継続して行っている。 【継続】	12	4	11
2	小学生(男)	本人	学校関係	以前担任の暴言で一時不登校となったが、進級後当該教諭に会わず安心して学校に行きたい。	本児・母親と面談し本児の希望を確認したところ、「スマイルネットに電話相談して自信を持てた。学校に行って伝えてほしいことはない」であった。学校側でも既に配慮した対応をしていること及び本人が登校できていることから本児の意思を確認して終結とした。 【終結】	1	1	0
3	高校生(男)	本人	体罰	担任がクラス独自のルールを作り守らなければペナルティを課すのでクラス全体が困っている。	本児と面談し希望を確認したところ、「本年度は担任との距離をとれるように、来年度は担任をもたないようにしてほしい」であった。学校を訪問し本児の気持ちを伝えるとともに関係者との面談及び状況確認を行った。学校側も内容を把握し対応していた。その後、担任の交代等によりクラスの状況が落ち着いてきたことから本人の意思を確認して終結とした。 【終結】	6	2	4
4	小学生(男)	母	学校関係	学校が子供の特性を理解した対応をしていない。	本児・母親と面談し希望を確認したところ「本児の特性を理解してどのような関りがよいか情報共有してほしい」であった。学校を訪問し関係者との面談及び状況確認を行った。その後、学校では本児に対応する準備を進め母親への提案もなされていた。学校の配慮により本児は徐々に学校に行けるようになったことから母親の了解を得て終結とした。 【終結】	11	5	6

No	対象の子供	相談者	種別	主訴	結果等	審議回数	面接回数	調査調整回数
5	中学生(女)	父	学校関係	本児はクラスに戻って勉強したいことを学校に伝えたが学校側は受け入れてくれない。	本児・両親と面談し本児の希望を確認したところ「新学期から教室に戻りたい」であった。学校を訪問し本児の気持ちを伝えるとともに関係者との面談及び状況確認を行った。学校側は受け入れに向け準備を進めていたが、本児の希望により転校することとなり、本児・両親の意思を確認して終結とした。 【終結】	6	5	4
6	小学生(男)	親族	学校関係	担任による本児へのいじめにより学校へ行けなくなった。安心した学校生活及び子供同士のふれいを取り戻したい。	本児・母親・親族と面談し本児の希望を確認したところ「学校に行つてひどいことをするのを止めてほしい」であった。学校を訪問し本児の気持ちを伝えるとともに関係者との面談及び状況確認を行った結果、家庭と学校の認識が異なることが分かった。学校側は本児が辛い思いをしたことを理解した。今後は進級による新たな環境での様子を見守ることとなった。 【継続】	3	3	1
7	中学生(女)	母	学校関係	子供の特性を理解しない先生の対応で困っている。	本児・母親と面談し本児の希望を確認したところ「強い言い方をしないでほしい。先生からの指示は1つにしてほしい」等であった。既に両親が学校側と話し合っており、親の意向で学校の対応を見守ることとした。その後、本児は卒業・進学により気持ちの切り替えたことから本児・母親の意思を確認して終結とした。 【終結】	2	1	0
計						41	21	26

(回数はいずれも延べ数。以下同じ)

※ 審議回数：審議に及ばない報告の回数は含まない。

面接回数：子供本人・保護者との面接回数。

調査・調整回数：関係機関への訪問など、調査や調整を行った回数。

表 12 前年度からの継続面接相談等の状況

(令和3年3月31日現在)

No	対象の子供	相談者	種別	主訴	結果等	審議回数	面接回数	調査調整回数
1	小学生(男)	母	学校関係	担任が本児の持病に配慮してくれず、本児が受けたいじめにきちんと対応してくれなかったために、学校に通えなくなってしまった。安心して学校に通えるようにしてほしい。	本児・母親と面談し、本児の気持ちを聞いたところ、「学校に行ったら、気分が悪くなるので行きたくない。先生のことは信じられない」と言った。学校を訪問し状況を確認したところ、学校は本児の状況をよく把握しており、担任も懸命に本児との関係を作ろうとしていたが、本児の日本語の問題などもあり、担任を怖がるようになっていることが分かった。その後、学校全体で本児をサポートするようになり、徐々に学校に通えるようになったことから母親の意思を確認して終結とした。 【終結】	1	1	0
2	小学生(男)	母	学校関係	同級生から嫌がらせを受けたために、本児がその同級生が植えた花の芽を抜いてしまい、本児はそのことを認めた。後日、別の花の芽が抜かれたが、学校はまた本児がやったのではないかと疑った。	本児・母親と面談したが、本児は途中で眠ってしまい話を聞くことができなかった。学校を訪問し状況を確認したところ、母親が訴えたような事実があった。一方、本児が通っている私立小学校の学習に本児がついていけないことや、本児の許容量を超えと思われる習い事をしていることなどが分かった。その後、母親からの面談希望がなかったことから、定期的に学校に状況を確認した。その後、本児が転校したことから母親の意思を確認して終結とした。 【終結】	2	0	0
3	中学生(男)	母	学校関係	部活の部員や副顧問から様々な嫌がらせを受けている。今後不平等な扱いをしないしてほしい。	本児・母親と面談し、本児の希望を確認したところ、「どうして副顧問からそんな扱いをされなければいけなかったのか確認してほしい」と言った。そこで、学校を訪問し、本児の気持ちを伝えるとともに状況確認を行った。副顧問は、本児なりに頑張っていることについて認めたものの、一部の言動については不適切であったことを認めなかった。その後、本児は部活を休部したが、副顧問に対して「現在の気持ちを手紙で欲しい」という要望を出し、副顧問が本児に手紙を書いたことから、本児・母親の意思を確認して終結とした。 【終結】	5	4	2

No	対象の子供	相談者	種別	主訴	結果等	審議回数	面接回数	調査調整回数
4	小学生(女)	母	いじめ	友人から無視されるようになったり、女子のグループから問題を起こしたと言われ、学校に行けなくなった。	本児・両親と面談し、本児の希望を確認したところ、「担任の先生からクラスの皆に、自分が問題を起こしていないということをお話してほしい」と言った。そこで、学校を訪問し、本児の気持ちを伝えるとともに状況確認を行った。学校は、本児と友人との関係性について良く把握しており、本児からの訴えに丁寧に対応していた。その後、学校と情報共有しながら見守りを続けたところ、休校期間中に学校で補習を受けられるようになり、進級後も安定した学校生活を過ごしていることから本児・母親の意思を確認して終結とした。 【終結】	1	0	0
5	小学生(女)	母	いじめ	「死ぬ」などと書かれた手紙が本児のロッカーに入れられ、翌日から学校に行けなくなった。学校は、手紙を書いた子が名乗り出るとのことだが、未だに連絡がない。	本児・母親と面談し、本児の希望を確認したところ、「誰が、どんな気持ちでその手紙を書いたのか知りたい。その上で、クラスの皆と仲良くしたい」と言った。そこで、学校を訪問し、本児の気持ちを伝えるとともに状況確認を行った。学校は、手紙を書いた子を特定するのは難しい状況であった。その後、学校が、同級生からの手紙を本児の家に届けたり、図書館登校の体制を整えるなどしたことにより、本児は放課後学校に来ることができるようになった。進級後は徐々に授業に出られるようになったが、クラスメイトとのトラブルなどをきっかけに、再び学校に行けなくなった。学校はできる限りの対応を続けた。本児の体調不良もあり学校に行けない状況もあったが、今後は進級後の様子を見守ることとなった。 【継続】	2	1	1

No	対象の子供	相談者	種別	主訴	結果等	審議回数	面接回数	調査調整回数
6	小学生(女)	母	学校関係	同級生の特定の女子からいじめを受けている。その都度、担任に相談したが、改善されなかった。	本児・母親と面談し、本児の希望を確認したところ、「相手から謝ってほしいし、学校は何かあった時に、しっかり聞き取りをしてほしい」などと言った。そこで、学校を訪問し、本児の気持ちを伝えるとともに状況確認を行った。本児と相手児童の言い分には食い違いがあり、相手児童もストレスを感じていることが分かった。進級にあたり、学校は本児と相手児童を別クラスとし、互いの接触を避けるような配慮をしたため、子供同士のトラブルはほとんどなくなった。その後の状況を踏まえ、本児・母親の意思を確認して終結とした。 【終結】	1	0	0
7	小学生(女)	母	学校関係	下校班でのトラブルや同級生の女子からの度重なる意地悪があったが、その時の担任の対応が原因で不登校になった。	本児・母親と面談し、本児の希望を確認したところ、「自分が学校に戻れるようになるために、クラスの皆が仲良くして、それを先生が見守ってくれるような学校にしてほしい」とのことであった。そこで、進級後に学校を訪問し、本児の気持ちを伝えるとともに状況確認を行った。進級により担任が替わっていたが、学校は本児と直接話をする事ができず、本児の本心を知りたがっていた。そこで、再度本児と面談した上で、今後の進め方等について学校と相談した。その後本児は、徐々に学校に通えるようになり、2学期の宿泊学習にも参加できた。進級後も安定して通学できていることから、本児・母親の意思を確認し終結とした。 【終結】	2	0	0
計						14	6	3

※ 審議回数：審議に及ばない報告の回数は含まない。

面接回数：子供本人・保護者との面接回数。

調査・調整回数：関係機関への訪問など、調査や調整を行った回数。

コラム 調査専門員から ひとこと

委員会方式のありがたさ

調査専門員 平戸ルリ子

調査専門員をさせていただいてかなりになるのだが、今年度ほど委員会方式のありがたさを感じた年はない。調査専門員は、相談者や保護者などに面談し、相談内容を確認した後で、その内容を委員会に伝え審議し、次のステップとして、問題発生現場（圧倒的に学校が多い）に訪問していくことになるのだが、その際に、調査専門員が自分の判断や力量のみで物事を進めて対応していくことは、ひじょうに難しい。事前に委員会で委員の皆さんから問題の所在の確認や対応のアドバイスを受けながら進めていくのである。

今年度、私が担当した中に、今まで対応したことがない困難ケースがあった。相談者は、教師の行動にたいへんな恐怖心を覚えており、日々の学校生活は感情を押し殺してじっと耐えている状態であった。調べていくと、当該教師は、生徒のためを思い、将来を見据えて厳しく指導しているのだが、その熱意が空回りしてしまい、結果は出ているものの誰も喜んでいないという状況である。教師本人は信念をもって臨んでおり、行動を変える気持ちは全くない。周囲もそのような状況に気づいていて、何とかサポートしようとしているのだが、できない。誰も悪人はいない。しかし上手くいっていないというケースであった。

このケースを私一人で対応していたら、世の中にはそういう先生もいるので、先生の思いをわかってよと、むしろ相談者を説得してしまっていたかもしれない。代弁者のつもりになってである。しかし、本委員会ではそうはならなかった。そのように教師がこだわるには何か原因があるはず、本人なりの思いや苦しみがあるはず、まずそこを理解することから始め、そして声掛けをとアドバイスを受けた。私はかなり意地っ張りな性格なのだが、なぜか素直にそのアドバイスが心に入ってきて、そのとおりに当該教師や上司に声をかけた。結果は劇的であった。表情が和らぎ、肩の張りが下がり、みるみるうちに同一人物とは思えないほどの変化を目の当たりにした。そこからは良い方向へ物事が急展開した。詳しい説明は避けるが、結果として、相談者も当該教師も学校も落ち着くこととなった。

仕事をするものは、自分の経験や物差しで物事をはかりがちである。そのことで、表面上は良くなったように見えても、実際は解決していないことも多い。委員会形式で、法律、心理、福祉といった様々な経験をお持ちの委員の先生方からアドバイスを受けられること、多くの実践経験を持つ調査専門員の先生方からもアドバイスを受けられること、その上で、一番良い方法は何かを検討できる委員会形式は、あらためて、ひじょうに効果的な支援の進め方だと思う。そのことに感謝をしながら、これからも子どもの権利を擁護するために調査調整にかかわっていきたいと思う。

今年度も、事務局のお二人と、最初に相談に応じてくださる電話相談員の方々には、委員会のメンバー同様、たいへんお世話になった。心より感謝申し上げたい。

「時間切れの終結」

調査専門員 大竹 智

今年度の相談の中に「卒業」をもって終結という結果になったものがある。保護者は問題が発生してから数か月間、解決に向けて教育委員会、そして学校とやり取りをしていた。しかし、なかなか思うように改善が図られず、スマイルネットに電話相談してきたものである。すでに卒業式まで2か月を切っていた。委員会では、この後の面談の内容によっては、委員会の開催を待たず、学校訪問をすることを了解し、面談を実施した。

面談時には、保護者からこれまでの経緯などをお聞きし、そして本児からはこれまでの気持ち（思い）や現在の状態からどんなふうにならなかって欲しいのか（どうなってほしいのか）、話しをしてもらった。そして本児からは「楽しく卒業したい」という希望が語られた。

しかし、保護者は学校とも同時進行の形で相談をしていたこともあり、学校の変化を期待し、学校訪問は希望されなかった。そして、保護者からの連絡を待つことになった。その後、事務局から電話で意向確認をしたが、希望はされなかった。そして卒業式を迎えた。

結局、問題解決には至らず、「卒業」ということで終結となった。本児は面談の時に、将来の夢を語り、それを実現するための進路も決まっていると心弾ませていたことが、救いであった。

最後に、今年度の初回の電話相談件数は1523件、調査専門員の新規面談は7件である。この数字を見てもわかるように、電話相談員の方の普段の相談が子どもと保護者の支えになっていることがわかる。また、事務局の方々の電話での面談後のフォローが相談者の安心感や納得感につながっている。そして、委員の先生方の適切な判断により、迅速な対応ができています。この場を借りて、感謝申し上げます。

ほめて育てる自己肯定感

調査専門員 中谷茂一

子どもスマイルネットにおける相談でスポーツ指導における教員や指導者による暴言などが子どもの自己肯定感を深く傷つけている事例がたびたび寄せられています。この問題についてスポーツ界でも問題提起がなされてきており、そうした新しい動向を含め考えてみたいと存じます。

近年、スポーツ指導において様々な異議申し立てが取り上げられることが増えてきました。こうした風潮にとまどっておられる指導者も少なくないと思います。多くの方が感じているように、現代は昔に比べて子どもに多大な配慮をし、大事に育てる時代になっています。旧来、子どもは「小さいおとな」として家族の生活を支える生産力の一部を担っていました。しかし、経済的に豊かになった現在では、子どもは「保護され、愛されるべき存在」で、親の愛情を注ぐ対象になったといえます。この「愛情を注ぐ対象としての子ども」という「子ども観」が浸透し「子ども中心」「子どもの気持ちを尊重する」という現

代社会が尊重する価値観を形成してきたのです。それが、子育てや教育現場、スポーツ指導現場において、従来は社会的に許容されてきた、体罰や強い叱責を伴う旧来の「叱咤激励」型の指導が再考されるようになってきた背景の1つとみることができます。

新聞・TVで虐待や体罰事件が報道されることが増えたのは1990年代後半からです。

「Well-being」や「子どもの最善の利益」のキーワードが児童福祉分野で広まっていった時期と重なっています。近年は適切なしつけ、科学的な指導が浸透してきていますが、まだまだ不祥事として取り上げられることが散見されます。虐待や体罰事件の背景には「結果（しつけや成績）を出すためには、時には叱咤激励（＝暴力・暴言）が必要であり、効果がある」と親も指導者も信じてきたからです。本当にそうなのでしょうか。このテーマを考える上で参考になる事例を紹介します。

まず、2013年の夏の甲子園で優勝した前橋育英の「荒井直樹監督」の指導方針についてです。メディア上のインタビューからは、部員に対して理不尽な力で従わせるのではなく、あたたかい交流の中で指導者と生徒が本当の信頼関係を築き、大きな成果を出していることがうかがわれます。スポーツ専門誌のインタビューで「荒井監督のすごいと思うところは？」という記者の質問に対し、優勝した選手は「怒らないところ」「声を荒げたりすることもない。1か月間、ほとんど誰も注意を受けないこともある」と答えています。監督本人も「怒ることが指導ではない。たとえ（今回）負けていても自分のやり方を変えるということにはなかったと思います。」と穏やかに語ったとのことでした。（Number web版）

また、指導で心がけている点として、「下手な子をバカにする風潮だけはつくりたくないようにしています。私は技術が拙い子ほど、徹底的に教えます。（中略）基本、野球が好きでやっている子たちです。それをもっと野球好きにさせたいんです」（日刊ゲンダイ ネット版）。

このような監督の人格が選手の自尊心を高め、檜舞台で勝つための練習へのモチベーションとエネルギーを引き出していったのではないのでしょうか。周りから「（怒らないため）指導が甘い」という評価を受けても、監督の信念はゆらぐず、「凡事徹底」を座右の銘とし、暴力・暴言を用いた「指導」が無くても「日本一」になれるということを証明したすがすがしい夏でした。一人ひとりの子どもを大切に、その自主性を育む。「もっと野球好きにさせたいんです。」という言葉はまさに、より良い状態を目指す「Well-being」の視点です。

つぎに小学生対象の「指導者が怒らないバレーボール大会」を開いている元バレーボール日本代表の益子直美さんのインタビュー記事（朝日新聞デジタル：連載子どもとスポーツ）からポイントを紹介します。「「益子直美カップ」を開いてきたのは、子どもに楽しい場を提供したいという思いからです。勝利至上主義のチームが多く、有望な選手がドロップアウトしていった例をたくさん見てきました。」「毎日毎日怒られて、「自分はダメなんだ」と自己肯定感を得られませんでした。」「戸惑ったのは、実業団に入ってからです。そのチームのスタンスは「社会人になった自覚を持つ」。でも、主体性、自主性の意味が分かりませんでした。」「益子カップでみんなに感想を聞くと「先生が怒らないから思い切りプレーできる」「いつもはチャレンジしない難しいレシーブもできた」「甘えずに、自分たちで考えて声かけをした」という意見が子どもたちから出ました。ただ楽しいだけじゃなくて、自分たちで考える機会になったんだと、びっくりしました。」

トップアスリートの力量があっても競技が楽しいと思えず、自己肯定感が低かったという振り返りは非常に重い言葉であると思います。子どもの虐待の研究分野の知見では暴力・暴言が脳にダメージを与えたり自尊心を低下させ、その後の人生にネガティブな影響を与えるリスクを生むことがわかっています。

スポーツに親しみ夢中になった出発点はボールを迫りかける楽しさであったり、競技が上達した喜びであったり、チームの仲間との連帯感であったりと子どものころの純粋な「喜び」だったはず。スポーツはそれを通して人々の幸福度につながったり、一生の趣味となっていく力をもっています。また、選手をサポートすることは指導者やスタッフ、保護者たちの幸福感にもつながっていきませんが、ここで重要なのは選手の周りの関係者が「自分の利益のために選手を使っている」状態になっていないかという内省をする時間を意識してもつことです。益子さんも現役時は競技が楽しいと思えず、周りの人のためにやっているだけの心理状況だったとメディアで語っていることがありました。

競技成績だけにこだわるのではなく、一生のよき友としてのスポーツの喜びを子どもの時代に実感できるような指導環境の提供が選手の自己肯定感を高め、スポーツだけでなく人生全体を豊かにし、また、本当の意味での指導者への尊敬と感謝につながり、双方の充実感を醸成することでしょう。それが社会全体の幸福度を高めていくことにも寄与するのだと思います。

児童福祉分野において現代の重要なキーワードとなっている「子どもの最善の利益」とは、児童の権利に関する条約第3条に規定されている言葉で、子どもに関わるすべての措置をとるにあたっては、公的、私的いずれの機関によって行われるものであっても、主として子どもの最善の利益が考慮されなければならないと謳われています。子どもの立場にたち、子どもがおかれている状況において、将来的、長期的視点から子どもにとって最大限の権利が保障されることに配慮しなければならないという、原理・原則として理解されています。また、この場合の「子ども」とは個人の場合、グループとしての場合の両方を意味しています。

私たちおとなは、子育てや指導において「叱責」することを基本とするのではなく、「ほめる」ことで自己肯定感を育み、皆がのびのびと生きていける社会づくりが求められているのではないのでしょうか。

信頼というもの

調査専門員 角尾美奈

今年度、調査調整活動を行う中で、学生時代の思い出が記憶に蘇ることがあった。

私が所属していた大学の心理学科では、4年生の生活の大半は卒業論文作成に費やされた。夏休み前にはテーマを絞り、タイトルを決めて「卒業論文題目届」を出す。私も他の学生たちと同様、指導教官の指導のもと、問題を構成し、調査計画を立て、実施し、結果を分析し考察を行い、論文にまとめるという作業に取り組んだ。指導教官の先生は、年輩の、静かな佇まいの中に威圧を感じさせる、非常に厳格な先生だった。先生は夜型で、卒論指導は夕刻遅い時間から始まる。研究室の前で先生を待っていると、窓から射し込む眩しい西日を背に、学科の廊下を歩いてくる背の高い細身のシルエットが現れる。先生の指導は厳しく、ぼんやりした学生だった私はいつも質疑に上手く答えられなくて、自分から予約を入れたくせに指導時間は気が重かった。だが、先生の話す言葉はどれも示唆に富み、考えに触れることで視界が開けるような気持ちになった。堂々巡りの私の議論に、時に呆れながらも根気強く付き合ってくれた。普段はにこりともせずじろりと目を向けてくるだ

けなのに、ごく稀に、どう反応して良いか戸惑うような冗談を言い、声をあげて一人で笑うことがあった。そんな先生のもとに、何度通ったか分からない。

「卒業論文題目届」は初期に提出するものだったので、論文作成が進んでいく中で当初のテーマから違うものになったり、テーマ自体は変わらないが問題がより明確になるなどの変化があることが多かった。そのため、当初届け出たタイトルから変更し、最終的な論文タイトルを届け出る「卒業論文題目変更届」というものがあった。提出した届と実際の卒業論文タイトルは、句読点一つ違っていても受理されないため、とても大事なものだった。私も例に漏れずタイトルが変更になった。悪戦苦闘・四苦八苦しながらどうにか卒論を完成させた私は、提出締切日、1秒でも遅れたら受理されないという期限までほんの数時間を残す時間に、題目変更届に必要な指導教官の印をもらおうと研究室のドアを叩いた。先生は、激昂した。「話にならん！！」と、これまで聞いたことのない大声で叫んだ。衝撃だった。少しの間を置いた後、固まる私に声を抑えて続けた。もしも今日僕がいなかったらどうしたんだ。君は卒業できなくなってしまっていたんだぞ、と。私は自分のしでかしたことの意味を理解し、さーっと血の気が引いていく感覚がした。締め切りギリギリの行動に、悪びれた気持ちはかけらもなかった。論文完成まで必死で余裕がなくて、ただ単純に、題目変更届に印をもらって同時に卒論を提出しようと考えていた。先生が不在の可能性が頭になくて、自分の都合だけで考えていた。そんな自分が愚かで、恥ずかしくて、消え入りたい気持ちで半泣きだった。ちゃんと謝れたのかも覚えていない。そんな私に、先生は黙って変更届の指導教官の欄に記名し印を押してくれた。

こんな学生時代の苦い出来事を思い出したのは、今年度の調査調整活動の中で、先生方の指導やアドバイスの言葉がこどもや保護者に入っていない例を多く経験したからである。先生は、その子の学習状況や他のこどもたちとの人間関係、学校生活全般を見る中で、起こったトラブルや気がかりな点などを家庭に知らせることがある。その子の適応や成長のために、もっとこうしたら良いのではとか、こんな工夫をすると良いのではということ伝えるのだが、うまく伝わらず、逆に、叱られた、悪く言われた、批判されたという気持ちを強く感じさせてしまうことがある。悪い方向に向かい始めた関係では、働きかけは更にマイナスに解釈されるという負のスパイラルに陥っていく。

先生の指導や励ましが誤解されず良い意味として受け止められるには、いったい何が必要なのだろうか。自分の経験で思うに、先の強烈な恩師の一喝は、なぜ私の中にそのままの純粋さで落ちてきたのだろうか。その問いへの答えは、やはり信頼関係なのだろうと思う。信頼関係とだけ言うと、なんだか表面的な感じもするが、その内包には、尊敬、敬愛、憧憬、怖れ、愛着など、様々に複雑な感情が浮かんでくる。それは、出来の悪い生徒であった私を見捨てず、強い忍耐で面倒をみてくれたこと、高い専門性と底知れぬ思考力を痛烈に感じさせられる卒論指導であったこと、そしてたまの雑談で触れる先生の人となりの奥深さなどから来たものだと思う。やり取りを重ねていく中で、この人から発せられる言動は確かなものだ、この人は信頼に足る人だという気持ちが芽生え、確かなものに育っていったのだと思う。

昨年に引き続き、コロナ禍において、学校生活は大きな制約を受けている。行事は中止になったり保護者不参加になるなどして、本来ならこどもの成長を感じられる機会が大きく減っている。授業参観や学級懇談会も減少するなどし、保護者が先生と接し、こどもの様子について情報共有する機会も減っている。どんな人なのかということを知り合うこともなかなかできないでいる。そのため、こども・保護者と先生が良い関係作りをする上で厳しい状況が続いていると思う。立場だけではコミュニケーションは成り立たない。受け

入れる準備ができていない相手にいくら正しいことを伝えても、受け入れられることは難しい。この意味において、こども・保護者と先生との間に入り調整を行うスマイルネットの役割が改めて意義を持った一年だったと思うし、その大切さを強く実感した一年でもあった。この気づきと、厳しくも温かい恩師の指導を胸に、委員の先生方の導きと、電話相談員や事務局の皆様、関係する方々の力を借りながら、次年度も尽力していきたいと思う。

IV 委員会の開催及び審議の状況について

1 委員会の開催状況

委員会は、委員のほかに調査専門員も出席し、調査専門員が面接相談や調査・調整を行った事案について報告し、各事案について対応方針などを審議することを基本としている。令和元年度の委員会は、2か月に3回の開催を目安とし、計18回開催した。

委員会では、権利侵害の相談を受けて調査・調整に入った事案について審議を行うほか、まだ調査専門員の面接相談にはつながっていない電話相談についても、必要に応じて電話相談員や事務局から委員会へ報告し、委員からの助言を得て相談援助活動の一助としている。

2 委員会の審議状況

委員会での審議は、面接相談や学校などの関係先で調査・調整を実施した事案の状況について調査専門員が詳細に報告し、委員による質疑、意見交換を行い、委員会としての意思決定を行っている。

令和2年度の委員会では、新たに面接相談を実施した7件（表11参照）と前年度から継続した7件（表12参照）、合わせて14件の事案について、延べ56回（報告を含めると79回）の審議を行った。新規の1事案当たりの審議回数は、最多で延べ12回、平均は延べ5.9回であった。前年度から継続している事案の1事案当たりの審議回数は、最多で延べ5回、平均は延べ2回であった。

審議の結果、14件のうち11件が終結に至り、3件が翌年度への継続となった。終結となった11件の内訳は、前年度からの継続事案が6件、新規事案が5件であり、令和3年度へ継続する3件の内訳は、前年度からの継続事案が1件、新規事案が2件である。

表13 事案の処理状況

年度	前年度から継続	新規	合計	終結	次年度へ継続
R2	7	7	14	11 (継6、新5)	3 (継1、新2)
R1	8	8	16	9 (継5、新4)	7 (継3、新4)

※ 「終結」、「次年度へ継続」の()内の「継」は前年度からの継続事案、「新」は当該年度の新規事案

コラム 委員から ひとこと

想像と対話、正義と冷静

委員長 土屋佳子

新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的大流行（パンデミック）という未曾有の事態に見舞われた昨年。同年8月より、子どもの権利擁護委員会委員を拝命し、活動に加わることになりました。本委員会では、調査専門員の先生方と事務局職員の方々が、丁寧に相談者と向き合いながら導き出した事実にもとづいて、子どもの権利侵害について検討、審議をしていくわけですが、度重なる非常事態宣言やまん延防止等重点措置の状況下においても委員会の営みを止めることなく、続けることができましたことに、電話相談に関わる相談員の皆様を含め、関係各位に改めて感謝を申し上げたいと思います。

私自身は長らく教育行政及び子ども家庭福祉行政での相談活動に従事し、スクールソーシャルワーク（SSW）という分野に携わってきました。現在では、現職のスクールソーシャルワーカー（SSWr）の皆さんへの助言や支援（支援者支援）などを行っており、そのことを通して多くの子どもたちや保護者の皆様、教員等の学校関係者、そして地域の関係機関の方々に出会わせてもらっています。大抵は、直接的な支援をSSWrや学校関係者が担っており、私自身が直に子ども・保護者と顔をあわせることはほぼないわけですが、フロントに立つSSWrや先生方とともに、子どもの置かれた状況を、できる限りいろいろな角度から想像していきます。子どもの側に立ち、子どもの最善の利益を考えるためには、当然、自身の勝手な想像となってはいけないわけで、一方的な助言とならないように関係者間で対話を重ねていくこととなります。

本委員会に参画し、調査専門員の先生方からの報告をお聞きするたび、身の引き締まる思いがするのは、相談者である子どもや保護者の姿を本当にとらえることができているのかどうか、自身の軸となる考え…それは価値と倫理にほかなりませんが…を、常に問われているからであり、さらに普段の現場でも行っている「想像と対話」を駆使し、葛藤と模索の中から現時点での最善を導き出していくからだろうと、これまでの活動から思っています。

相談者の皆様の、その奥にあるそれぞれの願いや日常に思いをはせ、正義と冷静さ（それはつまり、Cool Head but Warm Heart※ともいえます）をもって、今後も任務にあたりたいと、一年目を終える今、決意を新たにしているところです。

※ イギリスの経済学者 アルフレッド・マーシャル氏の言葉。

相談者の笑顔を目指して

委員 尾崎啓子

「われわれが、支援者としてもっと有能になれば、誰にとっても人生がよりよいものになると思われる。」これは、組織心理学の創始者であるエドガー・H・シャイン氏が『人を助けるとはどういうことか』（英治出版）という著書の最後に記した言葉である。この本には支援に関する示唆に富んだ内容が詰まっている。たとえば、「世の中には相手の役に立っていない一人よがりの支援があまりに多い」が、大事なのは、相談や質問を受けた場合、「内容に入る前に、まず相談者が何を求めているかを知ることやともに考えるためのプロセス」であること、また「相談者の大半は物事を改善しようという意図を持っているが、何をどのように改善するかを見極めるには支援が必要」ということ、さらに「どんな支援関係においても、重要なのは相談者の問題の中身や支援者の専門的知識ではなく、本当に必要なものを双方が理解するためのコミュニケーションのプロセス」だということ、などが挙げられる。

私は、今年度から委員を拝命して本委員会に参加している。本委員会の役割は、子どもの権利の侵害に関する相談について必要な助言および支援を行うこと、また救済の申し立て等に関して、調査、勧告、意見表明、要請等を行うこと、などだが、相談者が望んでいる問題解決とはどのようなことなのかを理解するためには、適切なコミュニケーションがとても大事になってくる。たくさんの相談ケースの審議を通して、相談者の考えや気持ちは時に変化することがあるので、丁寧な聴き取りと、こちらの思い込みを極力排することが必要であることを改めて認識した。問題解決に向けて、学校のお話も伺い、伝えるべきことは伝えながらともに考える過程の中で、副次的に、先生が抱えた困難さが語られて学校の支援体制がより充実することにつながったケースや、学校の特別支援教育の重要性への理解が深まったように思えるケースもあった。調査専門員の皆さまのご尽力と学校のご協力に心より感謝している。

委員会では、勇気を出して相談してくれている子どもたちが置かれた状況が少しでもよくなるように、これまでの私自身の臨床家（カウンセラー）・教育者・研究者としての数十年の経験から得た知識と知恵を総動員して、何ができるか、よりよい方法はないものかと考えている。相談者の役に立つ支援となるように努めたい。

「われわれが、支援者としてもっと有能になれば、誰にとっても人生がよりよいものになると思われる。」冒頭で紹介したこの言葉を大切に胸に置き、次年度も、調査専門員、電話相談員、事務局の方々とともに、相談者の子どもたちのつらい状況の改善と笑顔を目指して、誠実に取り組んでいきたいと思っている。

V 広報・啓発活動の状況について

1 広報カードの配布

子どもスマイルネットの電話相談について子供たちへ周知するため、広報カードを20万枚作成し、7月に県内全ての小学校・中学校・特別支援学校の小学4年生・6年生及び中学2年生へ配布を行った。配布後の時期には子供本人からの電話相談が増加していることから、学校での子供へのカードの配布が電話相談窓口を知ってもらうことに大変役立っていると考えられる。

2 チラシ・ポスターの配布

子どもの権利擁護委員会（子どもスマイルネット）について広く県民に周知するため、教室等への掲示用チラシを4万枚作成し、10月に県内全ての小学校・中学校・高校、特別支援学校へ配布した。さらに、ポスター1,500枚を作成し、2月に中学校、高等学校に配布した。

3 その他の広報活動

子どもスマイルネットについて、県内各戸に配布している県の広報紙「彩の国だより」6, 9, 11, 1月号に掲載した。

また、FM・NACK5（ラジオ）の「朝情報★埼玉」4, 5, 7, 8, 11, 1, 2, 3月の放送及び県公式SNSの7, 8月において、子どもスマイルネットへの相談を呼び掛けた。

さらには、市町村が発行する広報誌やガイドブック、リーフレット、民間団体が発行するミニコミ誌への掲載を働き掛けた。

VI 今後の委員会活動に向けて

1 委員会の目標と課題

埼玉県子どもの権利擁護委員会は、子供への権利侵害に関する相談に応じ、また具体的な申立てを受けて関係者・関係機関への調査・調整を行い、当該権利侵害からの簡易迅速な救済を図ることを活動の中心としている。また、当該権利侵害の救済に併せて、今後の予防措置も提案している。さらに、子供の権利擁護に関する普及・啓発も本委員会の職務の一つである。

本委員会は設立当初から、活動の目標と課題として次の3項を挙げ、具体的な事案への対応を中心に取り組んでいる。

(1) 子供の権利侵害案件の確実な解決を図ること。

そのために、調査・調整活動の充実と委員会への関係機関等の理解と協力を確保するべく、本委員会に対する信頼の維持に努めること。

(2) 子供の権利侵害を発生させない環境づくりに貢献すること。

そのために、委員会の活動状況を本書により公表し、現場における検討材料を提供すること。

(3) 子供の権利擁護を社会の共通認識としていくこと。

そのために、子供の権利を尊重し、権利侵害を許さない意識の普及・啓発を図ること。

2 令和2年度の審議案件の概要と今後の要検討事項

令和2年度に調査・調整・審議を行った案件は、前年度からの継続案件が7件、新規案件が7件、計14件であり、その多くが学校における問題であった。

これらの中には、いじめや子供同士のトラブルが発端ではあるが、担任をはじめ管理職等の対応への不満が主訴の要因となっているケースもあった。

教職員の指導方法等の問題のケースもあった。また、学校等側も対応に努めているものの、子供の特性への理解と対応が必ずしも十分ではなかったケース、事実関係についての学校等側と保護者側との認識の相違のために保護者側の学校等側への不満となったケース、初期対応での保護者との行き違いが尾を引いてしまうケースなどもあった。

一方、相談の当初は学校等への不満が高まっても、学校等側の取組の姿勢や努力が伝わることで不満が解消されていったケースもあった。

こうした状況を踏まえ、以下の3点を今後の要検討事項として挙げることにする。

(1) 子供の特性への理解と配慮

子供と教職員とがトラブルになったケースの中には、発達や情緒上の課題が見られる場合や、生育環境等を原因として様々な言動を示す子供もいる。教職員側がこのような子供の特性への理解と配慮が不十分のまま、通常の指導等による問題解決を試みた場合、改善効果を期待することは困難であり、学校等側と子供（保護者）側との認識の相違により、かえって信頼関係が損なわれる恐れもある。

子供と教職員とのトラブルにせよ、子供同士のトラブルにせよ、その子供の特性や背景への理解が不十分のまま、子供の言動を問題視し、一般的な指導等を強めるだけでは子供の問題行動の解決や改善につながらないことが多い。仮に、担任等による指導が適切ではないと学校等側が認知した場合には、管理職が個別具体的な事実関係を双方からの事情聴取等によって迅速に把握し、当該教職員に対する適切な指導や助言等により、不適切な指導態様を改善させることが必要であろう。

教職員だけではなく、スクールカウンセラーやさわやか相談員等の活用が、特性に応じた指導に効果的な場合もあり、適切な指導者の見極めも重要であろう。

(2) 事実関係の明確化と保護者への説明

学校等でのいじめや子供同士のトラブルについて、保護者と学校等との認識に相違が見られる場合が少なくない。このような場合、保護者は、学校等側が教職員をかばって事実を隠しているのではないか、又は、加害者側の言い分を鵜呑みにしているのではないか、対応が不公平ではないか、といった不信感を募らせることがある。

それを回避するためには、学校等側はできる限り早い段階で、被害者側及び加害者側双方の保護者に、学校等側の調査し把握した事実関係を開示して、学校等側の認識を明らかにすることが必要であろう。被害者側又は加害者側と学校等側との認識の相違を全て解消することは困難な場合が多いであろうが、学校等側はその認識を基礎付ける根拠を示しながら、丁寧に説明する姿勢を示すことが必要であろう。

さらに、被害者側の子供及び保護者に対し、加害者側の子供の特性や背景等を踏まえて現在どのような指導を行っているのか、今後どのように指導する予定であるかについて、必要な説明をすることが適当であろう。

また、加害者側の子供及び保護者に対しては、被害者側の子供の受けた心身の傷や不安の原因となった加害者の言動を具体的に特定し、何ゆえにそれが、悪意のない遊び、ふざけ、からかいを超えた加害行為となるのかを丁寧に説明することが再発防止に有効であろう。それは、その場限りの反省や謝罪にとどまらず、その後の指導を通じて子供の成長につながるものとする。

学校等側は被害者側にも加害者側にも振り回されることなく、毅然として、慎重な調査に基づく学校等側の事実認識を開示し、被害の救済と加害行為の再発防止のために取り組んでもらいたい。

(3) 管理職のリーダーシップによる学校におけるチーム対応

教職員はその経験や教育等方針に基づき子供の指導等に当たるが、教育等の場面においては、教職員と子供との間でトラブルが生じる場合がある。かかる場合には、管理職がリーダーシップを発揮し、教職員の指導方法について改善策を指導したことにより、事態が好転したケースがあった。

発生した問題に対しては、管理職、特に校長がリーダーシップを取り、対応方法を指導する、また、サポートチームを設けて関係教職員が連携を図って具体的な支援方法を確認させるなど、学校全体としての体制を作り、取り組むことが、解決のために効果的であろう。

また、子供たちへのスマートフォン等の急速な普及に伴い、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を利用した外部からは見えにくい中でのいじめ等、子供同士の問題等が深刻化していることから、それらに対処するための態勢づくりに取り組むことが一層求められるところである。

3 今後の委員会活動に向けて

当委員会は、保護者や学校などの関係機関、言い換えれば大人から話を聴くだけではなく、子供の持つ事実認識と被害感情を確認するために、子供自身から可能な限り話を聴き、子供の意見や希望を踏まえる活動スタイルを採っている。このことは、子供の権利を擁護して最善の利益を図るためには、子供自身の声を聴くことが不可欠と考えているからであり、子供の感情やわがままに振り回されることを意味するものではない。

しかし、これは大変時間と労力を要することでもある。ケースによっては、「楽しい学校生活を送りたい」という子供の願いから、かい離してしまい、学校等側を追及したいという

保護者の思いが前面に出てきてしまうこともある。委員会では限られた人員と時間の中で個々のケースへの関わり方を模索しているが、子供の話を丁寧に聴くというスタイルを堅持しながら、面接相談、調査・調整活動の充実に今後も努めていきたい。

令和2年度に調査・調整活動を行ったケースの多くは学校に関わるものであったが、学校以外の施設など、子供たちが生活・活動する場での権利侵害の訴えもあった。そのような場合においても、学校の場合と同様、子供の権利侵害の救済のための最善の方法を探索するとの視点で取り組んでいきたい。

当委員会への申立ては、おそらく各地で起きているトラブルの一部に過ぎず、各地で発生する類似のケースは、それぞれの現場で、それぞれの関係者により解決されていかなければならないものである。そのため、当委員会の活動状況を公表することによって、それぞれの現場での解決の一助となるよう、今後も取り組んでいきたい。

学校等の現場において、一人一人個性のある子供たちを相手に、様々なトラブルに出会いながら、教職員をはじめ多くの人々が努力や苦心を重ねている。しかし、問題を指摘せざるを得ない指導や子供への配慮に欠けた対応による権利侵害はなくなっていない状況にある。このため、委員会は、申立事案から得た教訓を教育などの現場に還元していくことで、問題発生防止の一助としたい。

令和2年度の審議案件から垣間見られる教訓を挙げたが、これらはその年度のみに特有のものではない。個々の事案で現れ方は異なるが、毎年度、共通する課題が見て取れる。

なお、国においては、平成29年3月、いじめ防止対策推進法の附則による同法施行後3年の状況を踏まえ、いじめ防止基本方針の改定がなされた。同基本方針には、「学校の設置者として実施する施策」として、スクールソーシャルワーカー等の配置等のほか「人権擁護機関等との連携等の体制整備を図る」ことが新たに明記されたところである。同基本方針を参酌して本県、県内市町村及び各学校においても、それぞれ基本方針の改定がされたところであり、今後、学校との連携が求められる人権擁護機関として当委員会の役割がますます高まるものと推察される。

このような中であって、条例により設置された当委員会の特長である第三者機関として、子供・保護者と学校等との当事者間の信頼関係が損なわれている事案などにおいて、教育・福祉分野にとらわれず、他の関係法令による機関にはない調整機能を生かしていくことは、現行法制度を補完・拡充するものとして極めて効果的なものとする。そのためには、今後も当委員会の機能を子供たちや保護者に一層広く普及啓発していくことが不可欠であるとする。

当報告書により、学校等の現場において、子供の権利侵害を未然に防ぐとともに、子供の最善の利益を確保していただくことにつながれば幸いである。